

## 第4章

# まちづくり協議会活動のプロセス

——部分組織から地区のまちづくり組織へ

新長田駅北地区東部では、街区単位で12のまちづくり協議会が林立した。これらの協議会は、協議会間の共通の課題を解決するために、協議会どうしで多様な連携を行い、まちづくり提案を重ねた。このプロセスを通じて、地区の部分組織である協議会から始まったまちづくりは、やがては地区全体のまちづくりへと展開した。このまちづくりのプロセスに、筆者は注目すべきまちづくりの特質があると考えている。

本章では、まちづくり組織の展開のプロセスを、まちづくり提案の展開のプロセスと併せながらみていくことにしよう。

## 4・1

### まちづくり協議会の性格・しくみ

#### 4・1・1 まちづくり協議会の設立

##### ◇まちづくり協議会の結成

協議会設立の主な契機は、震災およびその直後の土地区画整理事業の都市計画決定等による混乱の中、震災後3カ月を経た平成7年4月末に発足した長田地域を対象に住民や専門家等が個人の資格で参加できるいわば草の根的な「長田の良さを生かしたまちづくり懇談会」と、同年7月に神戸市が地区住民等を対象にまちづくりコンサルタントを講師としたまちづくり協議会設立の呼びかけを行ったまちづくりセミナーの開催である。

新長田駅北地区は町丁の単位である100m四方の街区でそれぞれ土地利用が異なり、この街区がこの地区のコミュニティの基礎単位となっている。震災後、町丁単位の街区をベースにまちづくり協議会が生まれ、新長田駅北エリアでは21の協議会、このうち新長田駅北地区東部では12の協議会が設立された(図4・1)。

新長田駅北地区東部は、2小学校区に分かれ、二つの連合自治会と一つの連合自治会未結成区域があるなど、コミュニティの境界に跨る区域であり、震災前にはまちづくり活動は行われていなかった。それぞれ町丁ごとの身近な住民有志が集まって協議会設立の準備が進められ、7年6～12月にかけて、徐々に12のまちづくり協議会が設立された。

##### ◇協議会設立の動機

協議会結成準備会や設立総会において、協議会結成の主旨として、多くの協議会では、次のような二つがあげられている。

第一は、それぞれの住民が生活の復旧と再建築を求めて混乱状況にあるが、正確な情報が伝えられていない。まず個人に必要な情報を伝える場が必要である。

第二は、個人では、行政は意見を聞いてくれない。区画整理事業に賛成するにしても反対するにしても協議会が必要である。震災復興の原点は、早期の個人の住まいや就業の場の再建である。建物の倒壊を免れた人や4m以上の道路に面した敷地の人には区画整理は迷惑であり、一方狭い道路に面した敷地の人はこのままでは再建が難しい。倒壊した借家の人々も元の場所に帰ることができれば帰りたい。区画整理事業が計画決定された今、このまま放置しておけば再建が遅れるばかりである。

上であげたそれぞれの協議会設立の趣旨には、このような状況の中で個人間の利害をお互いで調整しようという意志が込められている。震災復興のまちづくりの原点は、個人間の利害や意見の調整であり、協議会が近隣の町丁単位で多数林立していったことは自然な流れであった。

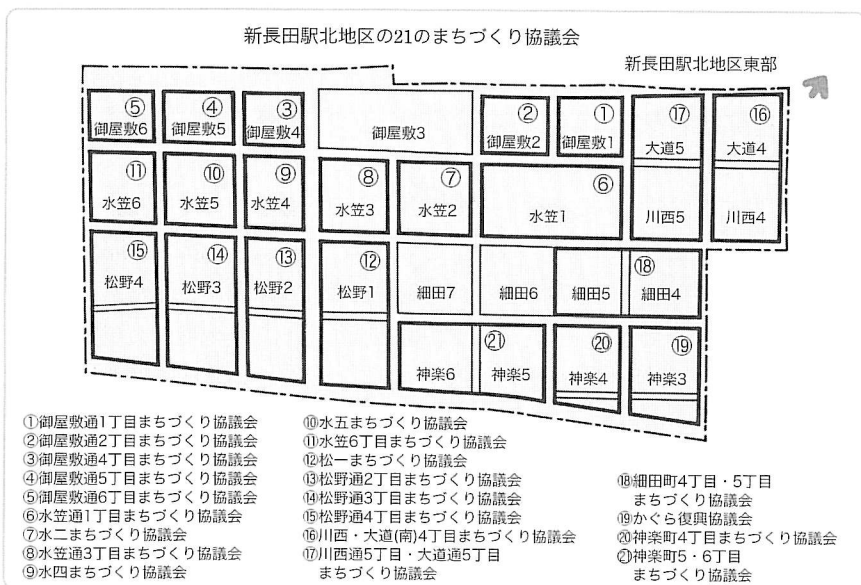


図4-1 新長田駅北エリアのまちづくり協議会設立状況（平成8年8月現在）（出典：神戸市都市計画局「新長田駅北地区のまちづくりニュース 第4号」1996）

区画整理事業に反対する人の意見も生活がかかっているだけに激しいものである。これらの意見を調整することは大変なことであり、協議会会長は従来の高齢な自治会会長では勤まらず、ほとんどの協議会において新しいリーダーが生まれた。

#### 4・1・2 まちづくり協議会の運営

##### ◇運営上の特徴

各協議会に共通する運営上の特徴として、①協議会会員は、住民、地権者、企業や事業者等地区に関わるすべての人々であること、②協議会規約の変更、役員を選任、会計に関することや「まちづくり提案」等まちづくり計画の決定などの重要な決定事項は総会で諮ること、があげられる。

これらは、協議会設立時につくられた協議会規約においては不十分な表現であったが、実際は各協議会運営上のコンセンサスとなり、平成10年6月の細田神楽ブロックの4協議会合併による新協議会でのまちづくり協議会規約では、協議会の運営の経験を生かしたものとして、上記の事項が明確に記載されている。

上記の①は「まちづくりの合意形成組織が一つ」であること、②は「まちづくり提案が地区の総意を反映するものである」ことを示すものであり、この二つが合意形成を図るために活動する協議会運営の根幹となっている。

まちづくり協議会活動の中心は役員会であり、その後当地区で展開されることになる多様なまちづくり組織の役員も個別協議会から選出された協議会役員を中心に構成されている。したがって各協議会を母体とした地区の多様なまちづくり組織を含めて広い意味で「まちづくり協議会」という概念で捉えてよい。本書において、この概念でまちづくり協議会という場合もある。

##### ◇まちづくり提案に至る検討のしくみ

「協議会」が計画案検討からまちづくり提案に至った基本的なしくみと流れは、以下のように示すことができる。

- ① 必要に応じて協議会会員全員を対象としたオープンな勉強会・説明会を開催する。

② 協議会会員の自由参加による商業または工業等の分野別部会、また小区域に限定した検討課題については、その区域に係る協議会会員全員を対象としたブロック会で計画案の検討を行う。

③ 役員会による計画案や、上記②で検討し役員会で承認された計画案は、総会での承認を経てまちづくり提案を行う。

基本的なことがすでにまちづくり提案されていた平成10年以降、細部の問題や局所的な案件等については、ブロック会、部会等により検討された結果を役員会で諮り、承認を得て、まちづくりニュース等で協議会会員全員に意見を求め、意見がない場合にはまちづくり提案を行うなど、総会を省略するケースもある。

まちづくり提案には、協議会会員が納得できるものとするための労力が費やされているが、その結果、計画内容には住民のアイデアやニーズが折り込まれたものとなっている。

#### ◇協議会への支援体制

行政とまちづくりコンサルタントは、個別協議会や個別協議会から発展した当地区のまちづくり組織のほとんどすべての会議や集会に参加している。

行政の支援体制は、当地区の区画整理を担当する都市整備課が中心となり、協議会での検討内容に応じて、区画整理課、産業振興局工業課、地域支援室、工務課、施設課、西部建設事務所、こうべまちづくりセンター、長田区役所などが参加してきた。

まちづくりコンサルタントは、各協議会の設立総会において選出され、その後は、毎年、各協議会がコンサルタント派遣申請をこうべまちづくりセンターに行うことにより更新されており、最初から継続的に各協議会や地区のまちづくり組織を支援してきている。まちづくりコンサルタントは、協議会活動全般にわたって支援する役割があり、状況に応じて専門家の参加を行政に要請し、これまで共同化支援コンサルタント、産業関係や建築・環境のアドバイザー、街路や公園デザイナーなどの専門家と支援チームをつくってきた。

## 4・2

### まちづくり組織の展開

協議会はその時々に関心が強い課題に対して計画をつくり、行政の支援が必要なものについては、まちづくり条例に基づく「まちづくり提案」を行ってきており、平成16年末までの当地区のまちづくり提案数（申請・要望等を含む）は、数十になっている（表4・2）。その積み重ねが計画形成であるといえる。

街区レベルの多数の協議会からはじまったまちづくり活動は、表4・1、図4・2に示すように、個別協議会の連携による多様なまちづくり組織に発展し、それとともにまちづくり提案が行われてきた。地区のまちづくり組織形成と計画形成がともに進むプロセスであった。それでは、まちづくり組織の展開を追いながらまちづくり全体の流れをみていこう。

#### 4・2・1 個別のまちづくり協議会

##### ◇街区計画の作成と協議会間の連携

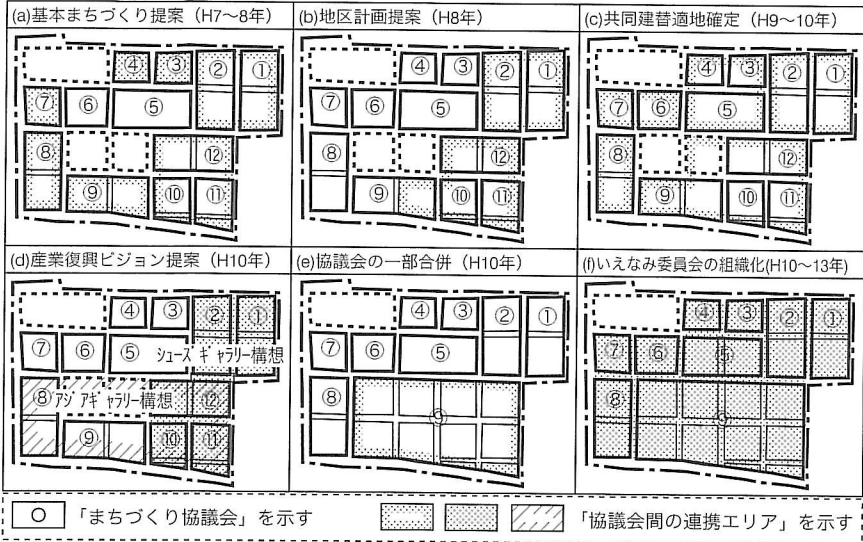
震災直後、最も望まれていたのは個人の「早期の建築再建」であった。身近な町丁単位（街区単位）で協議会ができたことで、協議会は個人の意見や利害の調整の場として機能した。いずれの協議会でも協議会活動の目標は、建築の早期再建であり、仮換地を行うための条件としての街区内の区画道路配置計画である街区計画を決めることである。このために行われた主なまちづくり提案は、次に示す三つである。

第一は、「基本まちづくり提案（平成7年12月～8年4月）」である。

基本まちづくり提案は、各協議会から最初に市に提案されたまちづくり提案であり、1～2の約100m四方の街区を対象とした街区計画であるが、協議会

表 4-1 まちづくり協議会の連携による組織化とまちづくり提案

設立時期 (平成)	まちづくり組織	組織の構成	まちづくり提案・活動
7年	街区計画のための近隣協議会の連携	準工業地域の協議会(2協議会)の連携、工業地域の協議会(3協議会)の連携	基本まちづくり提案(8年2月)
8年	地区計画のための近隣協議会の連携	準工業地域の協議会(2協議会)の連携、工業地域等の協議会(4協議会)の連携	地区計画提案(8年11月)
8年	共同建替のための隣接協議会の連携	それぞれの隣接協議会どうしの連携	共同建替適地の配置及び共同建替住宅の建設
9年4月	産業地区創造懇談会	準工業地域及び工業地域の5協議会合同による部会	シューズギャラリートOWN構想(10年1月)
10年3月	アジア文化交流タウン検討懇談会	商業系適地がある5協議会合同による部会(その後協議会合併により2協議会合同となる)	アジアギャラリー構想(10年10月)
10年6月	細田神楽まちづくり協議会	細田町、神楽町の4協議会合併と協議会未結成区域とによる新協議会	街区計画の変更提案
10年8月	新長田駅北地区東部いえなみ委員会	新長田駅北地区東部全域(当初6協議会、その後全協議会が参加)	景観形成市民協定「いえなみ基準」締結(10年7月)/主要区画道路等の整備標準(12年6月)
11年4月	アドバイザー部会	いえなみ委員会の部会	建築事前報告書の審査/いえなみ基準の改定(14年7月)
11年9月	細田神楽松一道路部会	細田神楽協議会、松一協議会の2協議会合同による部会	JR 通り関連整備計画提案(12年2月)/コミュニティ道路基本計画提案(12年7月)/みちひろば計画提案(13年2月)/コミュニティゾーン計画提案(16年2月)
11年	神戸市景観形成市民団体連絡協議会	北野・山本、旧居留地、岡本、神戸南京町、トアロード、魚崎郷、栄町通、新長田駅北地区東部の8地区による	開港5都市景観まちづくり会議への参加
13年5月	環境部会	いえなみ委員会の部会	街路緑化計画(14年7月)/水笠通公園構想(15年10月)/幹線の街路デザイン方針案(16年7月)/街路計画案(16年8月)
13年5月	商工活性化部会	産業地区創造懇談会、アジア文化交流タウン検討懇談会を統合し、いえなみ委員会の部会となる	2次・産業観光計画(14年7月)/コミュニティ道路の靴型タイルの敷設提案(16年7月)
14年4月	新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会	新長田駅北地区東部の協議会連合会、いえなみ委員会と協議会連合会との機能を分担し、環境部会と商工活性化部会は協議会連合会に移す	中央幹線への右折要望(14年4月)/交番設置要望(14年4月)
14年7月	新長田北活性化センター	商工活性化部会の事業実行組織	
14年9月	川西大道4・5丁目まちづくり協議会	川西通、大道通の2協議会の合併	
16年5月	新長田北安心安全コミュニティ推進協議会	JR 線北側地域の29の地域団体	交番適正配置・拠点交番提案(16年9月)



- (a) 基本まちづくり提案 (H7年12月～8年4月)：当初の各協議会からの基本まちづくり提案は、街区単位の各協議会から提案されているが、街区公園の配置等で他の協議会との調整が必要な協議会では関係協議会合同で提案が行われた。
- (b) 地区計画提案 (H8年11月)：準工業地域の街区群と工業地域を中心とした街区群の二つのゾーンは、それぞれ関係協議会合同で地区計画についての提案が行われた。
- (c) 共同建替適地確定 (H9～10年)：各協議会の基本まちづくり提案で共同建替適地が計画されていたが、その後共同建替参加権利者の確定作業が進むにつれ、隣接協議会間で共同建替適地の集約が行われ、隣接協議会どうしが協力して共同建替事業を推進した。
- (d) 産業復興ビジョン提案 (H10年1月～10月)：工業系街区を中心とした協議会合同で「靴のまち長田」の発展をめざして、見える工場、パイロットショップなどの立地を促進する「シューズギャラリートاون構想」、商業系街区を中心とした協議会合同で外国籍住民との共生や商業の活性化をめざしてアジア・アンティーク店やアジア飲食店などの立地を促進する「アジアギャラリー構想」をそれぞれ市長に提案した。
- (e) 協議会の一部合併 (H10年6月)：細田町・神楽町では、種々の提案のための協議会間の連携を通じて4協議会の合併が話し合わせ、それに加えて協議会未結成であった2街区が参加して10街区の新協議会が結成された。
- (f) いえなみ委員会の組織化 (10年8月～13年2月)：景観形成ルールづくりを検討していた6協議会は、合同で景観形成市民協定「いえなみ基準」を締結し、協議会合同による「新長田駅北地区東部いえなみ委員会」を設立した。その後、未加入であった3協議会も順次参加した。
- なお、H14年9月に川西大道区域 (図中の①②) の協議会の合併があり、15年8月には御屋敷通3丁目 (北西部の白地部分) での協議会新設が行われた。これによって16年現在、九つの協議会で構成する地区組織 (いえなみ委員会・協議会連合会) ができている。

図4.2 まちづくり協議会の連携のプロセス

によっては、協議会の街区だけでは解決できない問題が含まれているところもある。その一つが街区計画に大きな影響を与える街区公園の配置であり、もう一つが住宅と工業が混在している区域における住工の住み分けをするための土地利用計画である。これは、この後「土地利用適地」と称しているものである。これらの協議会は、隣接する協議会どうしで調整し、川西大道区域、細田神楽



区域の二つの協議会グループは、合同のまちづくり提案を行った。

第二は、「地区計画提案（平成8年11月）」である。準工業地域にある川西大道区域内の二つの協議会、工業地域を中心とした細田神楽区域内の四つの協議会は、それぞれ協議会合同で地区計画についての提案を行った。この地区計画提案については、第8章でふれている。なお地区計画は、個人の利害を伴うものであることから、仮換地が始まる前に行うことが望ましい。

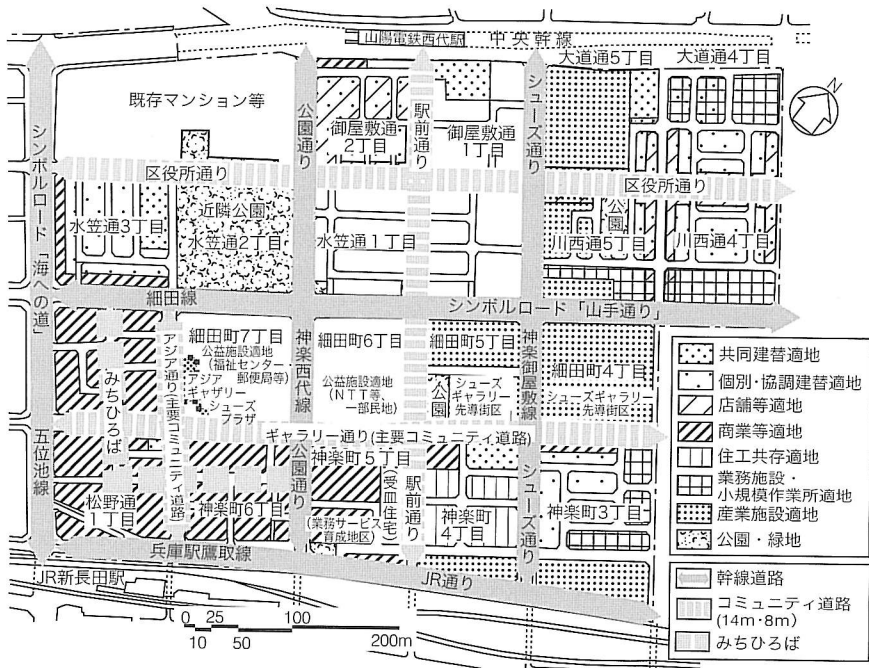
第三は、「共同建替適地確定に伴う街区計画の変更提案（平成9～10年）」である。各協議会の基本まちづくり提案で共同建替適地が計画されていたが、その後共同建替参加権利者の確定作業が進むにつれ、各協議会内だけでは、共同建替参加者が少ないことがわかってきた。そこで隣接協議会間で協力して共同建替適地の集約が行われた。各協議会は、共同建替適地の集約に伴う街区計画の変更をまちづくり提案として市に提出し、街区計画を確定している。同時に隣接協議会どうしが協力して共同建替事業を推進することになった。共同建替についての詳しい内容は、第6章で述べる。

#### ◇事業型協議会

上で述べた「基本まちづくり提案」と「共同建替適地確定に伴う街区変更提案」によって、区画整理事業の事業計画が定まった。各協議会は、この段階までに相当な苦勞をしており、この段階に至ったことで、役割を果たしたという思いの人が多かった。後は個人の仮換地が早く進むことに関心があるにしても、各協議会でやらなければならない問題は少ないとの認識であり、仮換地が進み始めるとともに協議会役員会への参加者も徐々に少なくなる傾向が見られた。

図4・3は、その後の区画整理事業の進捗にもなって部分的な変更提案を加えた平成16年末現在の個別協議会のまちづくり提案を合成したものであるが、基本はこの時期のまちづくり提案である。

震災復興区画整理は、仮換地ができる条件づくりを優先した事業重視のまちづくりとあってよく、また街区計画から始まるまちづくりは範囲が狭く区画道路の配置を重視したものである。これに取り組む個別協議会は、いわば「事業型協議会」の性格を持っている。このため、各協議会は、このあと継続して活動する動機となるような問題が捉えにくくなり、協議会活動は停滞する傾向がみられた。



注) 新長田駅北地区東部まちづくり提案図は、各まちづくり協議会による街区計画を平成16年末において地区全体で合成したものである。

「土地利用適地」は、当初の「基本まちづくり提案」以後、「共同建替適地」の変更に伴うもの以外は変更されていない。このため土地利用適地と実際に形成されつつある土地利用とは場所によりちがいが出てきている。

図 4・3 新長田駅北地区東部まちづくり提案図

#### 4・2・2 二つの産業ビジョンづくりの懇談会

復興まちづくりにおける初期の個別協議会では、ビジョンや景観づくりを話し合うゆとりはなく、不可能に近い。また仮換地が進み、ある程度建築が始まると、協議会への参加も少なくなり、今さらビジョンなどを話し合うこともないということになる。このため、ビジョンを協議会がまとめることができるチャンスは、協議会において仮換地のための条件づくりに一応の見通しができ、かつ建築が進んでいない短い期間に限られるとあってよい。この時期が、「事業型協議会」のまま協議会活動を終焉するか、「ビジョン共有型協議会」に進化するかのターニング・ポイントであった。

当地区が「事業型協議会」から「ビジョン共有型協議会」に進化した契機は、シューズ産業の復興について協議会のリーダーとコンサルタントとの少数による私的な会話に始まる。シューズ関連の主要企業を訪問し経営者と話し合いが行われ、平成9年4月に工業系用途地域内の協議会連携による「産業地区創造懇談会」ができた。この懇談会は、10年1月に「シューズギャラリータウン構想」をまちづくり提案として市に提案した。この流れに連鎖して、同年3月にJR新長田駅周辺の商業系用途地域内の協議会連携による「アジア文化交流タウン検討懇談会」の設立があり、10月に「アジアギャラリー構想」を提案した。

これらの提案に対して神戸市は、シューズプラザの建設、見える工場建設補助制度、アジアギャラリー・パイロットショップの建設運営事業者募集コンペの実施など矢継ぎ早に対応を発表しており、これが協議会活動に勢いをつけることになった。

なお、二つの産業ビジョンづくりの懇談会に関しては、第7章で詳しく述べる。

#### 4・2・3 新長田駅北地区東部いえなみ委員会

当地区における景観形成市民協定「いえなみ基準」の発端は上で見た「産業地区創造懇談会」での議論からである。この家並み景観についての議論は、アジア文化交流タウン検討懇談会でも行われ、各協議会でも議題として取り上げられ議論が続いた。それぞれの組織の議論の内容は、他のそれぞれの組織に伝えられるといった循環の中、それぞれからの建築ルールについての意見が編集されて「いえなみ基準」となった。同時にいえなみ基準を作成する過程は、ばらばらな個別協議会が一つのまとまった地区となっていくとする過程でもあった。

平成10年7月、当地区の9協議会（当時）のうち6協議会が景観形成市民協定「いえなみ基準」を締結したことを契機に10年8月に「新長田駅北地区東部いえなみ委員会」が設立された。

いえなみ委員会は、11年4月に「アドバイザー部会」をつくり、いえなみ基準の自主運用を始めたことから、いえなみ委員会は、原則、継続的活動を行う

まちづくり組織となり、地区全体のまちづくり活動の母体であると共に自主的な活動を行うまちづくり組織に進化した(図4・6)。さらに神戸市景観形成市民団体連絡協議会のメンバーになるなど、広域的なネットワークを持つようになった。

12年には、景観形成に貢献する建築物の建築関係者に贈る「いえなみ賞」とその財源としての寄付による基金「いえなみ基金」が設けられ、「いえなみ賞表彰式」が開催されることになった。このことが契機となり、いえなみ委員会に地区のイベントを行う「ふれあい祭実行委員会」ができ、第1回目「新長田駅北地区東部ふれあい祭」が行われた。その後これは毎年の恒例行事になった。「いえなみ基準」や「いえなみ委員会」については第8章で詳しく述べる。

いえなみ委員会の結成は、それぞれ別々に行われてきた種々のまちづくり提案を地区で共有するまちづくりビジョンとすることになり、地区のビジョンとして「杜の下町構想」が位置づけられた。「杜の下町構想」とは、「森のような緑豊かな環境を基盤に福祉に配慮し、住工商が相乗する魅力あるまちづくり」をめざすものであり、杜の下町構想の構成(図4・4)とその実現のための主導的事業(図4・5)の体系ができてきた。

13年5月のいえなみ委員会総会において、杜の下町構想の実現をはかるための新しいステップとして、これまでに活動してきたアドバイザー部会に加え、産業地区創造懇談会とアジア文化交流タウン検討懇談会の合併による「商工活

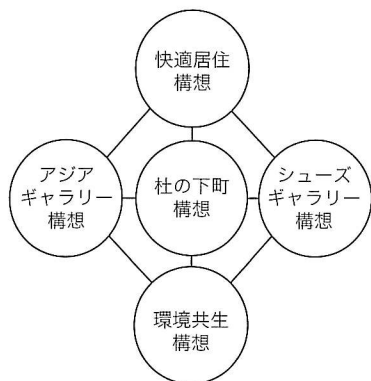


図4・4 杜の下町構想の構成

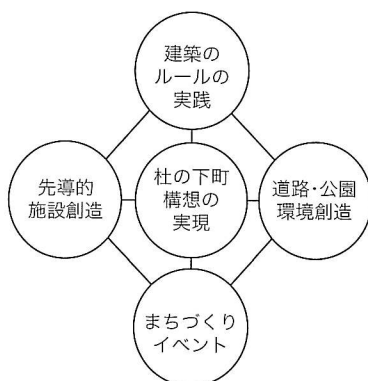


図4・5 杜の下町構想実現のための主導的事業

性化部会」、幹線道路や近隣公園などのデザインを検討する「環境部会」を設置することが決まった。

#### 4・2・4 新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会

各協議会が合同でいえなみ委員会を結成したことから、地区全体のまちづくりの課題に目が向けられた。いえなみ委員会には、設立当初には参加していなかった協議会も順次参加するようになり、地区全体を対象としたまちづくり活動へと発展した。

このようないえなみ委員会の機能の拡大は、神戸市都市景観条例に定められている景観形成市民団体の活動範囲を逸脱するものであることから、平成14年4月に新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会が生まれ、いえなみ委員会はいえなみ基準の自主運用を行うという本来の機能に戻るようになった。

商工活性化部会は、14年に「2次・産業観光計画」をまちづくり提案し、現状を踏まえた商工活性化計画をつくるとともに、これまで当地区で生まれたシューズプラザやNPOと連携し、生活に密着した活動に転換している。特に、当地区で生まれたNPOを中心に地域共通割引券の実施を進めており、これは広い地域との連携が進む可能性を有している（第7章参照）。

環境部会は、公園づくりワークショップを行いつつ、施設の管理の検討を始めており、この中から新しい住民との接点を見つけようとしている。

このような経緯で、あと半年で震災10年を迎えることになる16年7月の協議会連合会総会で、「新長田駅北地区東部まちづくり復興記録誌」をつくることとなり、復興誌編集委員会が設けられた。

16年末現在のまちづくり組織は図4・7のように示される。この組織図にはすでにないが、商工活性化部会、ふれあい祭実行委員会における実際の活動には人手がかかることから、緊急雇用就業機会創出事業の適用により、「新長田北活性化センター」が1年間設置されたこともある。

各協議会は独立しており、かつ協議会連合会の各部会も独自で活動している。それぞれの活動状況は、常に協議会連合会や協議会役員会で報告されている。

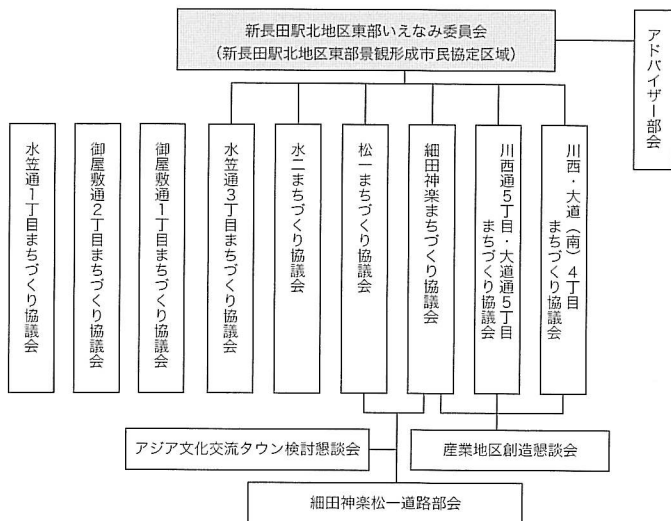
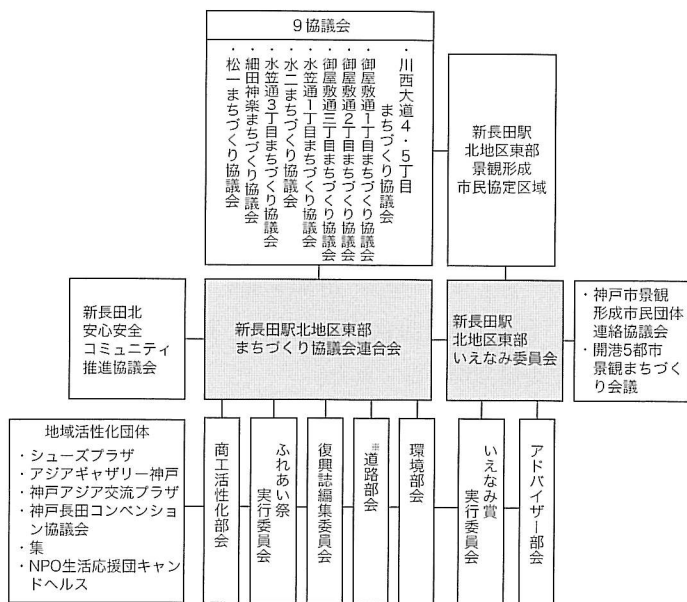


図 4-6 平成 11 年 9 月のまちづくり組織の体系



※道路部会は、川西大道・御屋敷・水笠道路部会（通称・区役所通り道路部会）、  
細田神楽と松一の2協議会による細田神楽松一道路部会の二つがある。

図 4-7 平成 16 年末のまちづくり組織体系

#### 4・2・5 個別協議会の変化

これまで、個別協議会から発展したまちづくり組織についてみてきたが、この間、種々のまちづくり組織の活動の影響を受け、個別協議会においても変化が起こっている。

細田神楽区域では、地区計画提案、共同建替住宅建設、二つの産業ビジョン懇談会など、これまで協議会間で連携してきた経緯から4協議会の合併が話し合われ、それに加えて協議会未結成であった二つの街区が参加して、平成10年6月に10街区の新協議会「細田神楽まちづくり協議会」が結成された。

これによって当地区南側区域における残された課題であるコミュニティ道路のデザイン検討などを一体的に検討する体制がつけられた。細田神楽まちづくり協議会は11年2月に主要コミュニティ道路などのデザインを検討する道路部会を設け、11年9月以降は、隣接する松一まちづくり協議会との合同による「細田神楽松一道路部会」へと発展させた。

川西大道区域の二つの協議会では、14年9月、街区公園などの整備に向けて合併している。

また、当地区の北西部にある既存マンション街区は、区画整理により街区の形態が変わることがないこともあって協議会が設立されていなかった。しかし、協議会連合会で近隣公園の計画検討を始めたことを契機に15年8月に新しく「御屋敷通三丁目まちづくり協議会」を結成し、協議会連合会に参加した。これによって、やっと地区全体を網羅するまちづくり組織体制ができた。

いえなみ委員会、協議会連合会関連の組織への参加に熱心な協議会は、他の組織から影響を受けながら協議会も変わっていき、協議会活動の変化は、協議会連合会活動に影響を与えるという循環の構造がみられた。

#### 4・2・6 新長田北安心安全コミュニティ推進協議会

まちづくり協議会連合会の環境部会が近隣公園の計画づくりに取り組んでいるが、この計画の検討の中で公園の夜間における防犯対策から当地域が交番空

白地帯であることに議論がひろがり、協議会連合会が関係機関に交番設置の要望書を出したりしていた。この問題が発端になり、協議会連合会は、区画整理区域外をも含む JR 新長田駅北側の広い地域の自治会、まちづくり協議会、青少年育成協議会、婦人会、老人会、保護司会、民生委員会、保育園、二つの小学校と中学校、小中学校 PTA、各種団体等新長田北エリアの 29 の地域団体に呼びかけ、平成 16 年 5 月、地域の福祉、防犯、防災に取り組む「新長田北安心安全コミュニティ推進協議会」が結成された。

このコミュニティ推進協議会は、交番の適正配置について研究し、「交番適正配置と水笠通公園における拠点交番設置についての提案」をまとめ、地域の全世帯（平成 15 年 10 月現在、3,281 世帯）と事業所を対象に 4,000 部のニュースで知らせている。同時に提案書を基に交番設置要望書の署名活動を行い、住民、通勤通学者、通園児や小中学生の父兄などから 10,008 人の署名を集めている。この提案書と署名簿は、16 年 9 月に県警本部長と長田警察署長に提出された。これと並行して防犯セミナー、防犯巡回活動を始めている。

## 4・3

### まちづくり提案の展開とターニング・ポイント

#### 4・3・1 まちづくり提案の展開

当地区のまちづくり組織の展開とともに行われたまちづくり提案は、表 4・2 に示すとおりである。この提案内容は以下の五つに分類できる。

##### ◇事業系まちづくり提案(1)

これは、都市計画決定(2次)、区画整理事業の事業計画及び事業計画の変更  
に反映されるまちづくり提案で、「基本まちづくり提案」「共同建替適地確定に



伴う街区計画変更提案」「地区計画提案」が主である。その後区画整理事業の進捗に伴って発生した街区計画変更提案もこれに基づいて事業計画の変更を行っており、これもこの分類に含まれる。

「基本まちづくり提案」とは、最初に各協議会から提案された街区を中心とした基本計画である。その後、共同建替を実施するための街区計画変更、状況の変化や早期の仮換地を図るための街区計画の部分的な変更が行われた。

#### ◇事業系まちづくり提案(II)

これは、街路や公園などのデザインに関するまちづくり提案であり、公共施設について住民による管理とも関わる提案である。しかし、これは相当後になって行われることであり、それまで協議会活動が存続していてできることである。

#### ◇ビジョン系まちづくり提案

これは、「杜の下町構想」といった地区全体のビジョン、産業復興などのビジョンづくりで「シューズギャラリートOWN構想」「アジアギャラリー構想」「2次・産業観光計画」などのまちづくり提案である。

#### ◇建築のルールの認定申請

「いえなみ基準」は、神戸市都市景観条例に基づく景観形成市民協定を活用できることから、その認定申請を行い、その後市民協定の変更が必要となった場合は変更申請を行っている。これも広義な意味ではあるが、まちづくり提案といえるであろう。

#### ◇まちづくり組織の届出

多くのまちづくり組織が、各協議会や協議会連合会の総会等の承認を得て設立されており、市長にまちづくり組織の届出をしている。まちづくり組織の届出は上にあげた計画提案のようなものでなく、従来のまちづくり提案の概念にはないが、行政や住民間で認識の共有が必要であることから、これも広い意味でまちづくり提案としてもよいのではないだろうか。

表 4-2 新長田駅北地区東部のまちづくり提案

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
	提案月日・内容	提案月日・内容	提案月日・内容	提案月日・内容	提案月日・内容
川西・大道(南)4丁目		2.9 基本まちづくり提案 11.18 地区計画提案	6.22 街区計画変更	1.26 シューズギヤラリータウン構想	
川西通・六道通5丁目		2.9 基本まちづくり提案 11.18 地区計画提案	6.22 街区計画変更	1.26 シューズギヤラリータウン構想	
御屋敷通1丁目	12.14 基本まちづくり提案	12.8 街区計画変更	7.14 街区計画変更		
御屋敷通2丁目		4.25 基本まちづくり提案			
御屋敷通3丁目					
水笠通1丁目				12.24 基本まちづくり提案	
水二	(近隣公園の都市計画決定)				
水笠通3丁目	12.25 基本まちづくり提案		8.4 街区計画変更	3.23 街区計画変更	
細田町4丁目・5丁目		2.9 基本まちづくり提案 11.17 地区計画変更提案 12.25 街区計画変更			
かぐら		2.9 基本まちづくり提案 11.17 地区計画変更提案 12.25 街区計画変更		1.26 シューズギヤラリータウン構想 6.14 細田神楽まちづくり協議会 設立申請	8.27 街区計画変更 (神楽6)
神楽町4丁目		2.9 基本まちづくり提案 11.17 地区計画変更提案 12.25 街区計画変更		10.21 アジアギヤラリー構想	
神楽5・6丁目		4.18 基本まちづくり提案 11.17 地区計画変更提案	4.8 街区計画変更		
松一		4.18 基本まちづくり提案	11.4 街区計画変更	10.21 アジアギヤラリー構想	9.6 街区計画変更
新長田駅北地区東部 いえなみ委員会				7.6 景観形成市民協定(いえなみ 基準)締結 10.8 いえなみ委員会設立申請	8.25 市民協定変更(事前報 告書提出・区域拡大) 10.一 景観形成市民団体認 定申請
新長田駅北地区東部ま ちづくり協議会連合会					
新長田北安心安全コ ミュニティ推進協議会					

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
川西・大道(南)4丁目	1.13 まちかど広場提案 7.3 街区計画変更	9.1 川西大道4・5丁目 まちづくり協議会設立			11.5 まちかど広場整備計画
川西通・大道通5丁目	1.13 まちかど広場提案 7.3 街区計画変更				
御屋敷通1丁目	12.6 街区計画変更				
御屋敷通2丁目					
御屋敷通三丁目				8.11 御屋敷通三丁目 まちづくり協議 会設立	
水笠通1丁目				7.10 水1の街区計画変 更・緑地整備計画 (合同提案)	
水二					
水笠通3丁目					
細田神楽	2.1 街区計画変更(神楽5・6) 2.1 JR通り整備計画提案 3.28 街区計画変更(細田4) 7.31 コミュニティ道路基本計画 12.1 街区計画変更(神楽6)	2.15 みちひろぼ計画 2.15 街区計画変更 (神楽3) 2.28 街区計画変更 (細田5)	7.29 コミュニティ道路整備 計画 7.29 JR通り関連整備計画 7.29 みちひろぼ整備計画	4.25 コミュニティ道路詳 細検討案 <sup>※1</sup>	2.11 みちひろぼ実施計画 <sup>※1</sup> 2.11 コミュニティゾーン計画 <sup>※1</sup>
松一	2.1 JR通り整備計画提案 7.31 コミュニティ道路基本計画 6.28 主要区画道路等の整備標 準 12.20 市民協定変更(区域拡大)	2.15 みちひろぼ計画 7.23 街区計画変更 2.28 市民協定変更 (区域拡大)	7.7 市民協定変更申請(基 準変更・提出の対象拡 大)	4.25 コミュニティ道路詳 細検討案 <sup>※1</sup> 8.18 市民協定変更申 請(区域拡大)	2.11 みちひろぼ実施計画 <sup>※1</sup> 2.11 コミュニティゾーン計画 <sup>※1</sup>
新長田駅北地区東 部まちづくり協議 会連合会			4.1 協議会連合会設立 4.- 中央幹線への右折要望 4.- 交番設置要望 7.8 2次・産業観光計画 7.8 街路緑化計画	10.5 水笠通公園構想 <sup>※1</sup>	7.21 コミュニティ道路の軌型タ イルの敷設提案 7.21 幹線的街路デザイン方針案 <sup>※2</sup> 8.18 街路計画案 <sup>※2</sup>
新長田北安心安全 コミュニティ推進 協議会					5.22 コミ協設立 9.15 交番適正配置・拠点交番提案

注) ※1は協議会役員会または協議会連合会の委員会で案を決定し、まちづくりニュースで広報。

※2は協議会連合会の委員会で案を決定した段階のもの。

## 4.3.2 協議会活動のターニング・ポイント

### ◇ターニング・ポイントⅠ

区画整理事業を行うために必要な「事業系まちづくり提案（Ⅰ）」は、区画整理事業の進捗とともに発生する街区計画の部分的な変更を除き、表4.3で示すようにおおむね最初の3年以内で終わっている。これで区画整理の事業計画ができたということであり、後は行政にまかせるということも可能である。

表4.4に示すように4年目以降は、個別協議会の総会数は大幅に減少し、役員会数も減少している。当地区では、震災後2年半を経た時期からビジョン系まちづくり、家並み景観づくりの検討が始まっており、個別協議会とも無関係でない。したがってもし産業ビジョンやいえなみ基準の検討が行われていな

表4.3 まちづくり提案の検討期間

提案名	まちづくり提案の検討期間						
	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
基本まちづくり提案	■						
地区計画提案		■					
共同建替適地確定に伴う街区計画変更		■	■	■	■	■	■
シューズギャラリートOWN構想			■	■	■	■	■
アジアギャラリー構想				■	■	■	■
いえなみ基準			■	■	■	■	■
区画整理進捗に伴う街区計画の変更				■	■	■	■
公共施設のデザイン提案					■	■	■

■ はビジョン系まちづくり提案。その他は事業系まちづくり提案。

※1 「共同建替適地確定に伴う街区計画変更」の検討は五つの共同建替のうち特別な理由のあった一つを除き平成10年初めには終わっている。

※2 必要に応じて断続的に提案が行われた。

表4.4 協議会の年度別集会回数

		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
7 協 議 会	総会	25	16	12	5	3	5	3
	役員会	126	100	76	68	57	40	26
	ブロック会説明会等	16	34	14	22	23	17	14
いえなみ委員会		—	—	—	11	35	31	35
合計		167	150	102	106	118	93	78

備考) 当地区9協議会(当初12協議会。その後一部合併により9協議会)のうち、筆者がコンサルタントとして参加した7協議会の集会回数を示す。

かったら、個別協議会の集会回数は、激減したと思われる。

個別協議会合同によるいえなみ委員会ができ、表4・4に示すように5年目の平成11年以降は、いえなみ委員会またその後の協議会連合会での集会回数が増えている。同時に、まちづくり提案は、個別協議会では仮換地の進捗に合わせ区画道路などの変更提案があるもののまちづくり提案は減少し、いえなみ委員会や協議会連合会からの地区を対象としたまちづくり提案が行われていく。

「事業系まちづくり提案（Ⅰ）」の主な提案が終わるころに、最初のターニング・ポイントがあることがわかる。

#### ◇ターニング・ポイントⅡ

ターニング・ポイントⅡは現在にあるとあってよい。これはターニング・ポイントⅠと質の異なるものである。

震災後数年以上を経て仮換地が進んでいく平成14年頃になると、地区において土地利用の変容が明らかとなり、新しい問題が多く見え始めてきた。

第一にシューズ関連事業所の顕著な減少が進み、地域の活力が乏しいこと、第二に住工商混合地区から住宅を中心とした地区へ進む傾向がみられること、第三に震災前からの住民が減少し、新しい住民の増加が進みつつあること、第四にまちづくりへの関心が薄らぎつつあること、などである。

第一と第二の背景には、当地区の地域産業の中核であるシューズ事業所が、震災直後の廃業や生産継続のための転出、続く不況に伴う廃業、アジアにシューズの生産を発注するといった生産システムの変化、区画整理の影響などがあいまって激減したことがある。

第三と第四について補足する。平成16年現在の当地区人口は、震災前の80%まで戻りつつあるが、当地区のアンケート調査（協議会連合会「新長田駅北地区東部復興検証アンケート調査」平成16年10月）での属性調査結果から推定すると、震災後からの新しい居住者は30%近くを占めているとみられる。これからおおざっぱに推定すると震災前の居住者が20%減少し、現在の居住者の30%近くが新しい居住者だとすると、震災前からの住民は半分近くに減ってきていることになる。

これはまちづくり協議会の役員会にも反映され、当初からの協議会役員には移転した人も多く、故人、病気の人もあり、活動できる人は、大幅に減少し、

活躍を続けている各組織の会長や役員の高齢化が進んでいる。

通常のみちづくり協議会においても7～10年を経るころにターニング・ポイントを迎える。継続している協議会では、この時期に適切なリーダーに継承が行われるケースがある。しかし、震災復興みちづくりの場合、新しい住民からの協議会役員としての参加は容易でなく、建物の再建が終わった人はみちづくりへの関心がなくなってきた。このため人材は限られており、協議会は、当面苦しい運営を続けざるを得ない。

これらの状況の中、みちづくり協議会の活動の変化がみられる。

第一は産業ビジョン構想の見直し、現実的で地道な地区活性化への展開であり、第二はコミュニティづくりへの展開である。

第一については、商工活性化部会の「2次・産業観光計画」から始まる転換であり、小さなNPOを中心にした取り組みが始まっている。

第二に関していえば、アンケート調査（既出）結果による当地区の問題点のトップとして、「日常マナーの悪さ」「交通マナーの悪さ」「防犯上の心配」があげられており、コミュニティのソフト面での課題が、ハード面の課題に代わり大きく浮上してきている。新旧住民との融合も課題である。これに対して近隣公園予定地での暫定的公園（いつとき公園）での管理や花壇づくり、新長田北安心安全コミュニティ推進協議会とともに進める防犯活動などが、次の展開の契機となる可能性がある。いずれにしても現在はターニング・ポイントⅡの途上にある。

#### 4.3.3 みちづくり提案に対する行政の対応

当地区の「みちづくり協議会」の現段階までの発展は、上で示したターニング・ポイントⅠに大きな分岐点があった。

これまでに行われた主なみちづくり提案と行政の対応を表4.5に示しているが、みちづくり協議会からのみちづくり提案に対して、行政はすばやく対応している。とりわけシューズギャラリータウン構想、アジアギャラリー構想、いえなみ基準認定申請にいたる平成10年を中心とした時期は、みちづくり提案を軸に、みちづくり協議会と行政との間において加速的な良循環がみられた。

これが、ターニング・ポイントを一挙に乗り越え、個別協議会から地区の組織への展開を促した大きな要因といってもよい。

表 4・5 まちづくり提案と行政の対応

	まちづくり提案	行政の対応
基本まちづくり提案 (事業系) (一)	<p>提案時期：平成 7 年 12 月～8 年 4 月            提案数：10、提案時期以降 1            提案者：各協議会（提案時期に 12 協議会中 10 協議会、提案時期以降に 1 協議会）            提案の概要：大半の協議会に共通するまちづくり提案の骨子は以下のとおり。</p> <p>①まちづくりの目標：「お年寄りと子供が遊ぶ杜の下町」            ②公共用地の配置・規模：すでに都市計画決定されていた都市計画道路（17m）を追認したうえで、地区の主要公共施設（コミュニティ道路、主要区画道路、街区公園）と区画道路の配置および規模を提案。            ③土地利用計画：住工商混在に対応して、マクロ混在ミクロ純化を基本に「土地利用適地」という「住民どうしの柔らかな土地利用のルール」を設定。            ④行政への要望：区画整理にあたっての課題や心配ごと等を行政に要望。</p>	<p>提案後：2次都市計画決定および事業計画決定            大半の協議会から基本まちづくり提案が提出された段階で、この提案を基本に平成 8 年 3 月、地区の主要公共施設の都市計画案と区画整理事業計画案を縦覧し、同年 7 月に都市計画決定と事業計画決定を行った。この事業計画には、まちづくり提案が行われた区域についてはまちづくり提案が盛り込まれているが、この時点で提案が行われていない区域は市案となっている。なお、この段階でまちづくり提案をしていない区域については、その後提出されたまちづくり提案によって市のプランから協議会のプランに変更し、事業計画の変更が行われている。</p>
地区計画提案 (事業系) (一)	<p>提案時期：平成 8 年 11 月            提案数：2            提案者：2 協議会合同（川西大道区域）            4 協議会合同（細田神楽区域）            提案の概要：地区計画を定めた場合は、「神戸市インナー長屋改善制度」を活用して建蔽率緩和ができるということが動機となって建蔽率 60%である川西大道区域と細田神楽区域で地区計画の検討が行われた。準工業地域にある川西大道区域では土地利用適地に基づき用途の制限を検討している。工業地域にある細田神楽区域では震災前すでに工業地区としての地区計画が決定されており、これでは土地利用適地として定めた共同建替適地や受皿公営住宅建設計画との不整合があるため、地区計画の一部変更を提案している。また、両地区とも敷地面積の最低限度について提案している。</p>	<p>提案前：震災前まで小規模な敷地いっばいに建物が建てられていたものも多く、減歩（平均 9%）を考慮すると建蔽率の制限は再建において厳しい制約となる。これに対して市は「神戸市インナー長屋街区改善制度」の活用によって、地区計画を定めた場合は街区全体を角地敷地扱いとして建蔽率の緩和ができることを示した。</p> <p>提案後：地区計画の決定            地区計画提案を受け、提案どおりの内容で平成 9 年 2 月、二つの区域の地区計画の都市計画決定を行った。</p>

表 4-5 続き

	まちづくり提案	行政の対応
共同建替適地確定に伴う街区計画変更提案(事業系(Ⅰ))	<p>提案時期：平成 8 年 11 月～ 11 年 9 月          提案数：13          提案者：12 協議会中 10 協議会</p> <p>提案の概要：各協議会は基本まちづくり提案で共同建替適地を定めていた。その後、共同建替希望の地権者面積を把握し、その面積が少ないため共同建替事業が難しいと判断した協議会は、共同建替希望者を隣接協議会の共同建替事業に参加の斡旋を行うとともに、共同建替適地廃止に伴う「街区計画変更」を市に提案している。一方、共同建替推進を決めた協議会は、できるだけ多く共同建替参加希望者を得るための活動を行い、共同建替準備会を経て共同建替組合を設立し、それとともに共同建替面積確定に合わせた共同建替適地の変更を行うための「街区計画変更」を提案している。</p>	<p>提案後：共同建替適地確定に伴う事業計画の変更</p> <p>各協議会からの共同建替適地の変更または廃止に伴う「街区計画変更」提案を受けて、その都度、区画道路などの事業計画の変更を行っている。その後、共同建替適地に共同建替希望者の換地(短冊換地)を定め、住宅市街地整備総合支援事業を活用し、5カ所の共同建替住宅の建設を支援した。</p>
シューズギャラリートOWN構想提案(ビジョン系)	<p>提案時期：平成 10 年 1 月          提案数：1          提案者：シューズ関連事業所がある 5 協議会合同</p> <p>提案の概要：5 協議会合同で結成した「産業地区創造懇談会」が約 9 カ月にわたって当地区産業の再生のあり方を議論し、その結果を「シューズギャラリートOWN構想」としてまとめ、5 協議会合同で提案している。</p> <p>シューズギャラリートOWN構想では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①住工商の混在を新しい仕事を生む苗床、まちづくり資源として捉え、魅力あるまちをつくる。そのために環境づくりと景観づくりを重視する。</li> <li>②地域産業と生活環境の良好な関係を育てる。</li> <li>③工場・作業所のシースルー化(見える工場づくり)。</li> <li>④シューズのパイロットショップ等靴に関する来街者促進、情報交流機能の設置等を提案している。</li> </ol>	<p>提案後：見える工場建設補助制度、シューズプラザの建設</p> <p>シューズギャラリートOWN構想を受け、以下のような支援を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①平成 10 年 6 月、市は当地区においてケミカルシューズ工場を建設する際に製造工程が見学できる設備を設けた企業に対して建設費の一部を補助する「見える工場建設補助制度」を新設し企業 1 社がこの活用により産業施設適地に仮換地を受け、「見える工場」を建設した。</li> <li>②中心市街地活性化法都市型新事業の支援事業を活用し、“くつのみち：ながた”の核施設として靴メーカーの直営ショップ、起業をめざす人々のためのインキュベーション施設等からなる「シューズプラザ」を建設した。</li> </ol>



表 4-5 続き

	まちづくり提案	行政の対応
アジアギャラリー構想提案(ビジョン系)	<p>提案時期：平成 10 年 10 月 提案数：1 提案者：商業系適地のある 2 協議会合同</p> <p>提案の概要：10 年 1 月の市の「アジア文化交流タウン構想」に対して多くの地区住民等から疑問が出され、当地区の商業等適地にある 2 協議会は、連携して住民等の自由参加による「アジア文化交流タウン検討懇談会」を発足させ、9 月 9 回の懇談会を開催し、その結果を市の「アジア文化交流タウン構想」に対する協議会提案として「アジアギャラリー構想」を 10 年 10 月市長に提案した。</p> <p>この間商業等適地の住民等からだけでなく、新長田北エリア全体から環境悪化等を心配した意見などが相次ぎ、懇談会は、アジアギャラリー構想について新長田駅北エリアの協議会会長会で説明し、資料を住民等に配布し意見を聞いている。このアジアギャラリー構想は、美しい環境づくり、商業の活性化、外国籍住民の集住化を目的としたものでないこと、安全と安心のまちづくり等、地区に根ざしたまちづくりを基本方針として、アジア料理店等を含めた「アジア・アンティーク街」を中心に住宅と共存する商業ゾーンを形成し、既存商業活性化を図ることをめざすものである。</p>	<p>提案前：「アジア文化交流タウン構想」の提示 震災直後より一部住民からアジアタウン構想の提案があり、当初からこの構想に理解を示していた市は、10 年 1 月新長田駅北地区での「アジア文化交流タウン構想」を新聞発表し、当地区がそのような方向でまちづくりを行う場合は市所有地（約 400m<sup>2</sup>）を提供する等支援を行う考え方を示した。</p> <p>提案後：アジアギャラリー・パイロットショップの建設・運営事業者募集コンペの実施 市はアジアギャラリー構想提案を受け、市有地を「アジアギャラリー・パイロットショップ」にあてることとし、その建設・運営にあたる民間事業者をコンペ方式で募集した。その結果、アジア・アンティークを主とした商業施設「アジアギャラリー神戸」が建設された。</p> <p>その他、アジアの文化を PR していく場、アジア支援・交流団体の活用スペースとして「神戸アジア交流プラザ」がつくられた。</p>
いえなみ基準認定申請(建築のルール)	<p>申請時期：平成 10 年 7 月 申請数：当初認定申請 1、その後変更申請 6 申請者：当初認定申請：9 協議会中 6 協議会</p> <p>申請の概要：6 協議会はそれぞれ仮換地後の建築再建にあたってのルールとしていえなみ基準を検討してきた。これは、「いえとまちをつくる作法」という性格づけがされており、強制力のあるものではない。いえなみ基準は「景観形成市民協定」制度を活用できることから、6 協議会合同で 10 年 8 月その認定申請を行っている。その後、4 協議会が相次いで協定に参加した。</p> <p>このいえなみ基準は、「(杜の町下)をまちづくりの基本理念として快適居住構想、シューズギャラリータウン構想、アジアギャラリー構想などにふさわしい環境や景観をつくること」を目的とし、住工商共通の建築の方針を示したうえで、建築のルールを定めている。</p>	<p>申請後：景観形成市民協定の認定 街なみ環境整備助成の活用 景観形成市民団体の認定</p> <p>市は平成 10 年 10 月、6 協議会の区域を神戸市都市景観条例による景観形成市民協定区域としての認定を行ったうえで、11 年 4 月から街なみ環境整備事業の活用により、いえなみ基準に基づく建築物の一部や外構に対して助成支援を開始した。</p> <p>また、いえなみ委員会を景観形成市民団体として認定するとともに、神戸市景観形成市民団体連絡協議会への参加を呼びかけた。</p> <p>その後、4 協議会の協定区域編入申請がいえなみ委員会からあり、それを受けて当地区全体を景観形成市民協定区域として認定した。</p>

表 4・5 続き

	まちづくり提案	行政の対応
区画整理の進捗に伴う街区計画変更提案（事業系（Ⅰ））	<p>提案時期：平成 12 年 2 月～ 15 年 7 月                      提案数：10                      提案者：7 協議会                      協議会提案の概要：市による仮換地推進状況の報告を通して、区画道路の配置等の一部変更が必要となった場合、変更の理由を明確にしたうえで「街区計画変更」を提案している。</p>	<p>提案前：仮換地進捗状況説明                      市は、仮換地進捗状況を役員会等で随時報告している。工場等の大規模敷地の動向、仮換地の早期化や適正な換地敷地の形成など、仮換地計画の進捗に伴って区画道路の配置計画の変更が必要となる場合が出てくるが、このような状況について市は協議会に説明している。                      提案後：事業計画の変更                      街区計画変更提案を受けて、区画整理の事業計画の変更を随時行っている。</p>
公共施設のデザイン提案（事業系（Ⅱ））	<p>提案時期：平成 12 年 2 月～ 16 年末現在                      提案数：10                      提案者：2 協議会合同（川西大道）                      2 協議会合同（細田神楽・松一）                      いえなみ委員会                      まちづくり協議会連合会                      提案の概要：少数の協議会に関連する幹線道路（JR 通り）、コミュニティ道路、みちひろば、まちかど広場のデザインについては関連する協議会で検討し提案している。地区全体に関わる幹線道路、近隣公園については、当初はいえなみ委員会、その後は協議会連合会で検討し提案を行っている。詳細は、第 5 章参照。</p>	<p>提案前：専門部会への参加                      道路、公園整備の基本計画は、専門部会を中心に検討されたが、これに行政も参加し、必要なアドバイスをを行った。                      提案後：専門部会とともに詳細設計                      まちづくり提案を受けて、行政は詳細設計を行っているが、その検討は引き続き専門部会を中心に行っている。詳細は、第 5 章参照。</p>